

令和 6 年 1 2 月

令和 7 年度当初予算 編成に対する申し入れ



兵庫県議会自由民主党議員団

令和6年12月3日

兵庫県知事 齋藤元彦様

兵庫県議会自由民主党議員団

幹事長 北野実

政務調査会長 村岡真夕子

令和7年度当初予算編成に対する申し入れ

令和6年度に本県は創造的復興を提唱した阪神・淡路大震災から30年を迎えます。未経験世代の増加など記憶の風化が懸念される中、震災から学んだ経験や教訓を追体験しながら今後の南海トラフ地震などの災害に備えた防災力の強化や被災地支援に努めていかなければなりません。また、兵庫県の「創造的復興」の理念と知見は、危機対応と価値創造の一体的な取組として、SDGs達成や人間の安全保障とともに今こそ、少子高齢化や混沌とした国際情勢において本県が直面する危機に向けられるべきものと考えます。

新しい時代への挑戦や様々な地域課題に対し、誰も取り残されず、社会の一員として取り込み支え合ういわゆる社会的包摂を持った対応が求められている今、急速に進む時代の変化に臆することなく、その変化を力の源泉にして、果敢に使命を果たさなければなりません。

我が兵庫県議会自由民主党議員団は、五国すべての地域から選出されており、県下の事情に広く精通していることが強みです。二元代表制の下、県政運営の重責を担う会派として、県民の負託に応え、日本の縮図とも言われる兵庫の未来を創造していくことを期待されているとの認識に基づき、先に行った重要政策提言を具現化した、最重点提言項目5項目及び部会ごとに取りまとめた313項目を提言いたします。

知事におかれては、令和7年度当初予算編成に当たり、責任政党である自由民主党議員団のこれらの提言を最大限に取り入れ、「挑戦と包摂が織りなす兵庫五国の実現」を目指して県政を推し進めていかれるよう、強く申し入れます。

兵庫県議会自由民主党議員団 執行部及び各部会構成員

(執行部)

幹事長：北野 実 政務調査会長：村岡 真夕子
 副幹事長：戸井田ゆうすけ 副会長：岡 つよし
 同上：富山 恵二 同上：風 早 ひさお

部会名	正副部会長	政策委員
総務部会	部会長：門間 雄司 副部会長：中田 慎也	山本 敏信 北川 泰寿 藤田 孝夫 大前 はるよ 吉岡 たけし
健康福祉部会	部会長：山口 晋平 副部会長：奥谷 謙一	長岡 壯壽 大前 はるよ 浜田 知昭 大上 和則 前井 まき
産業労働部会	部会長：水田 裕一郎 副部会長：橘 秀太郎	北川 泰寿 原 テツアキ 藤本 百男 伊藤 栄介 太田 やすふみ
農政環境部会	部会長：谷口 俊介 副部会長：松井 重樹	藤田 孝夫 原 テツアキ 浜田 知昭 白井 かずや 太田 やすふみ
建設部会	部会長：北口 寛人 副部会長：大豊 康臣	山本 敏信 石川 憲幸 黒川 治衛 内藤 兵衛 白井 かずや
文教部会	部会長：北浜 みどり 副部会長：長瀬 たけし	石川 憲幸 黒川 治衛 藤本 百男 大上 和則
警察部会	部会長：伊藤 傑 副部会長：松本 裕一	長岡 壯壽 内藤 兵衛 吉岡 たけし 伊藤 栄介 前井 まき

■ 最重点提言項目

I 未来を切り拓く政策の推進

経済活動の活性化、社会保障機能や総合安全保障に寄与するため、「未来への投資」として、こども・若者・子育て政策を強化し、結婚・妊娠・子育て・教育・仕事まで、切れ目ない支援を展開すること。

特に、高等教育の学費等への支援は、多くの若者に行き届いてこそ地域の持続可能性を高めることにつながるため、効果的、効率的な税執行という視点にも留意しながら、制度の拡充などを柔軟に進めること。

また、兵庫県で働く人材の確保や県内就職・定着を図るため、奨学金支援制度の更なる拡充を推進するとともに、ものづくり県としての強みを生かし、地場産業や重工業だけでなく航空産業やロボット産業、水素関連産業等の次世代成長産業への支援を強化すること。

II 安心安全な県土づくりの実施

頻発化・激甚化する自然災害に際して、防災先進県として「県民の命を一人も失わせない」という決意のもと、県民の生命や財産、経済・生活を守り、支えることができるよう、社会資本整備や生活インフラの機能充実、事前防災・減災・縮災対策とともに、感染症等との「複合災害」に備えた避難対策等を推進すること。

III 力強い兵庫経済の推進

不安定な国際経済情勢や円安の影響を受けた地域経済・雇用を守るため、SDGs等の時代潮流や、2025年大阪・関西万博などを見据え、農林水産業・観光・教育・環境等の分野を牽引役に、兵庫の産業の元気と県民生活の豊かさの創出を着実に実現すること。

併せて、ベイエリアの活性化等により、交流人口・関係人口の新たな還流を作り出し、人・モノ・情報・投資を本県に呼び込み、県内に行き届かせること。

IV 多様性と包摂性のある兵庫五国の持続的発展

兵庫五国の各地域が持つブランドやポテンシャル、そして新たな価値観を各地域で創造し、一人ひとりが地域に愛着を持って主体的に地域づくりに参画する、すなわちシビックプライドの醸成を進めるほか、持続可能な地域公共交通や教育機関・医療機関・行政サービス等への快適なアクセスを含め、後世に「ふるさと兵庫」を継承していくための方策や取組について調査・研究を行い、多様性と包摂性のある兵庫五国の持続的発展を実現すること。

V 一人ひとりが尊重される社会の構築

高齢者はもちろん、子ども達、子育て世代、現役世代まで全ての世代が、性別・障害の有無・国籍等を理由に誰も取り残されることなく安心してアクセスできる社会、そして、あらゆる場で誰もが社会の担い手として参加し、一人ひとりが輝いて調和をもって活躍できる社会の構築を推進する施策の充実を図ること。

令和7年度当初予算編成に対する申し入れ

総務部会

1	AI・DX活用等新時代に向けた政策の推進	7
2	地域コミュニティ機能を礎とした「地域創生」の実現	7
3	元気なふるさと兵庫の実現	7
4	県政改革の着実な推進	8
5	地方分権改革の推進	8
6	安全な県民生活の確保	8
7	男女共同参画計画の着実な推進	10
8	青少年の健全育成の推進	10
9	人権啓発施策の推進	10
10	県庁舎等再整備に向けた検討	10

健康福祉部会

1	結婚・出産と子供・子育て支援の充実	11
2	児童虐待・DV防止対策の推進・強化	12
3	社会的養護の充実	12
4	社会福祉基盤の充実と地域福祉力の向上	12
5	医療確保と健康づくりの推進	13
6	がん対策の推進	15
7	障害者等の自立を支援するユニバーサル社会づくりの推進	16
8	県立病院の構造改革	16

産業労働部会

1	新しい社会を見据えた、成長と分配の好循環を推進	18
2	地域を支える産業・地場産業等の振興	18
3	成長産業の創出・育成	19
4	産業人材の確保・育成	19
5	兵庫の多彩な資源を生かした観光による交流人口の拡大	20
6	国際経済活動の展開	21

農政環境部会

1	基幹産業として持続的に発展する農林水産業の展開	22
2	需要に応える農業の競争力強化と持続的発展	22
3	木材の有効利用と森林の保全・再生	24
4	豊かな海の再生と水産業・浜の活性化	25
5	新たな価値創出による需要の開拓	25
6	カーボンニュートラルの推進と持続可能な地域環境の創造	26
7	人と動植物の共生と豊かな自然の保全	27

建設部会

1	自然災害に備える強靱な県土の構築	28
2	日常生活や移動を支える社会基盤の充実	28
3	持続可能な地域をつなぐ社会基盤の形成	29
4	社会の変化に対応した取組の推進	30
5	地域創生に資するまちづくり	31
6	地域活力を創造する企業庁の新たな取組	32

文教部会

1	第4期「ひょうご教育創造プラン」等に基づく教育の推進	33
2	「『絆』を深め、『在りたい未来』を創造する力」の育成	33
3	予測困難な時代を生き抜く力を育む教育の推進	34
4	すべての子どもたちが自分らしく安心して過ごせる学校・家庭・ 地域等の構築	35
5	安心・安全で質の高い学びを実現する教育環境の整備・充実	36

警察部会

1	県民の安全を守る力強い警察活動の展開	38
2	警察組織基盤の充実・強化	38
3	交通事故防止対策の総合的な推進	39
4	県民に身近で不安を与える犯罪の未然防止に資する活動の推進	39
5	青少年の非行防止と健全育成に向けた取組の推進	40
6	サイバーセキュリティ対策の推進	40

＜A I・DX活用等新時代に向けた政策の推進＞

- 1 近年開発が進んでいるA Iを果敢に取り入れ、生活・産業の再構築や分散型社会への転換など、時代の変化に対応した政策を推進すること
- 2 「ひょうごビジョン2050」の実現に向け、社会実装が進むDX（デジタルトランスフォーメーション）などの推進を図り、新しい働き方、教育、医療などのデジタル化に対応して県民サービスの向上、またカーボンニュートラルの推進を行うこと

＜地域コミュニティ機能を礎とした「地域創生」の実現＞

- 3 地域コミュニティ機能の保持を図りつつ、移住・定住・還流施策や二地域居住、ワーケーションなど、新しい暮らし方・働き方の実践により、人口の社会増・自然増につながる地域活性化に取り組むこと
- 4 本県の有する全国最多9つの日本遺産やジオパークをはじめとする地域資源などの保存・活用及び「鳴門の渦潮」の世界遺産登録に向けた取組の推進、世界農業遺産登録された「美方郡産但馬牛」の活用など、兵庫五国の魅力を活かした地域創生の実現に取り組むこと
- 5 持続可能な生活圏形成に向けた支援の効果的な活用により、県と市町、地域が連携・協調した、地域の多様性を活かした地域の元気づくり、特長ある地域創生の実現を図ること
- 6 「どこよりも『兵庫五国』が選ばれる地域になる」という認識に立ち、本県及び各地域の有する魅力・価値を人口の社会増に結びつけるため、シビックプライドの醸成及び交流人口の促進、専門人材や学生、若い世代の意見を取り入れた戦略的広報を行い、情報発信の充実・強化を図ること

＜元気なふるさと兵庫の実現＞

- 7 SDGs（持続可能な開発目標）の理念を県政課題に活かしつつ、地域コミュニティを保持し持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない社会の実現に向けた施策の積極的な推進を図ること
- 8 2025年大阪・関西万博を契機とした兵庫の活性化に向け、「ひょうごフィールドパビリオン」など多様な地域資源を積極的に活用した施策を推進し、国内外へ積極的に発信することで、万博来訪者の兵庫県への誘客促進に取り組むとともに、特に訪日外国人については、旅行前予約の増加に資する施策に取り組むこと

- 9 定住自立圏構想や、連携中枢都市圏構想による市町間の広域連携の推進を図ること
- 10 「芸術文化立県ひょうご」をめざし、県土各地での多彩な芸術活動への支援や、誰もが楽しめる芸術文化の魅力発信を推進すること
- 11 若者・Z世代パッケージの施策として、大学等高等教育機関への進学による負担軽減に向けて、対象者を限定しすぎることのないよう、将来的に授業料等の無償化に近づく後払い制度の導入などを検討すること
- 12 スポーツ行政の知事部局への移管の効果を最大限に発揮させ、「する・みる・ささえる」スポーツへの参画を通じた地域活性化や経済活性化の推進を図ること

＜県政改革の着実な推進＞

- 13 県政改革調査特別委員会の議論を踏まえるとともに、民間等の活力を生かしながら、更なる県の行財政全般にわたる改革を推進し、人口減少社会における時代の変化や県民の要請に的確に対応できる持続可能な行財政基盤を確立すること
- 14 AI（人工知能）、ICT（情報通信技術）等の新技術を積極的に活用した業務改革を推進し、職員の意識改革を行うことで、新たに生み出した時間を創造的な政策立案に充てるなど、県行政における働き方改革を推進すること

＜地方分権改革の推進＞

- 15 県独自規制等の見直しやDX技術を活用した県民サービス向上に行政手続きのデジタル化などの規制改革を推進するとともに、市町が地域性を活かした施策を実施できるよう、県から市町に対する分権を推進すること
- 16 県と市町、周辺市町同士が補完してその責務を果たすことができるよう、県及び市町がそれぞれの役割や機能を果たしながら連携を一層密にし、相互に効率的・効果的な施策展開を図ること
- 17 関西の府県域を越える広域的な課題に対応するため、関西広域連合による広域行政を推進するとともに、東京一極集中のリスクや災害時などの迅速な対応のため、関西全体での政策効果を高める取組を加速させること

＜安全な県民生活の確保＞

- 18 「南海トラフ地震・津波対策アクションプログラム」等に基づく防潮堤や水門整備等のハード対策や、津波避難対策、避難行動要支援者支援といったソフト対策など、関西広域連合とも連携した、想定される地震・津波等対策の確実かつ早急な実施を図ること
- 19 能登半島地震を踏まえ、初動対応、被災地支援、応援受援、保健医療、福祉、復旧復興、教育、DX情報発信について、早急な課題整備と取組を推進すること

- 20 地震や風水害への備えとして市町との連携による防災力の強化、並びに消防団の消防体制の維持と支援、自主防災組織の育成と活動支援など、地域防災力の向上を図ること
- 21 自然災害や新たな感染症との「複合災害」などに対応するため、更なる避難場所の確保や資材等の充実を図るとともに、県内市町や警察等の関係機関と連携した実践的な避難訓練等による対応力強化に努めること
- 22 兵庫県住宅再建共済制度における広報のあり方を検証し、更なる普及啓発・加入促進を図るとともに、全国住宅再建共済制度創設に向けた合意形成の促進を図ること
- 23 兵庫県庁業務継続計画（兵庫県庁BCP）について、南海トラフ地震や新型コロナウイルス感染症対策における職員の応援態勢などの課題の検証や、定期的な訓練や検証など計画のフォローアップを行うこと
- 24 防災から復興まで一連の災害対策を担う防災庁（仮称）の本県への設置についての国への働きかけを一層強化すること
- 25 我が国を取り巻く厳しい安全保障環境等を踏まえ、日本海側・瀬戸内海側それぞれの地理的環境に応じた国民保護・危機管理事案対応能力の向上を図ること
- 26 防犯活動・防犯環境の整備など、地域の実情に応じた自主防犯活動の推進を図ること
- 27 思いがけず犯罪被害に遭い被害者となった方々が十分な支援を受けられずに社会で孤立したり、二次被害を受けたりすることがないように、国や関係機関、民間団体と連携・協力して犯罪被害者等に対する支援に更に取り組むこと
- 28 罪を犯した人等の立ち直りや社会復帰支援などの更生保護をより推進し、保護司などの団体と連携を行い、「誰も取り残さない」持続可能な社会の実現に取り組むこと
- 29 IR（カジノを含む統合リゾート）の近隣府県における誘致・整備状況を踏まえ、本県への影響を想定した施策を検討し、ギャンブル等依存症で苦しむことのない安心社会の実現に取り組むこと
- 30 自転車の安全適正利用と全国に先駆けて条例で義務づけした自転車損害賠償保険等への加入の促進を図ること

- 31 消費生活総合センターによる消費者被害の防止・救済機能の高度化、市町との役割分担による各地域の支援機能の強化、特殊詐欺被害対策など、消費者教育や消費者被害防止・救援の充実・強化を図ること
- 32 公益通報者保護法に基づき、公益通報者が免職等の不利益な取扱いを受けないようにするなど、適正な運用を行うこと。

＜男女共同参画計画の着実な推進＞

- 33 「ひょうご男女いきいきプラン 2025」に基づく施策の効果的な推進とともに、県自ら男女共同参画のモデル職場となるよう、「第7次男女共同参画兵庫県率先行動計画」に基づく取組を推進すること
- 34 安心して子供を産み育てられる社会の実現に向け、家事・育児に共に取り組む機運醸成と地域社会での子育て支援を推進すること

＜青少年の健全育成の推進＞

- 35 地域社会を通じた家庭教育への支援、幼児教育の充実への取組を促進すること
- 36 青少年の体験活動の充実や、地域全体での青少年の見守り活動、青少年のインターネット安全利用、闇バイトの未然防止を含む非行防止対策、ひきこもり等への相談支援など、青少年の健全育成を推進すること
- 37 県民一人ひとりが家族・家庭の大切さを考え、きずなを深める機運の醸成を展開し、家庭を応援する取組を推進すること

＜人権啓発施策の推進＞

- 38 拉致をはじめとする人権問題への対応など人権擁護施策や県民の人権意識を高める啓発活動の積極的な展開を推進すること

＜県庁舎等再整備に向けた検討＞

- 39 県民サービスの低下を招かぬため、また、来たる地震災害等への備えを早急に図るため、耐震性能が不足している県庁舎・議会棟の再整備を早急に進め、災害時などの緊急事態にも十分対応できる規模を確保するとともに、県市が連携して、県庁舎・議会棟を含めた「神戸の都心の未来の姿」及び「元町山手地区のにぎわいづくり」に資する施策を実施すること

(計 39項目)

＜結婚・出産と子供・子育て支援の充実＞

- 1 地域創生を推進する礎として、人口の自然増対策を一層強化すること
- 2 「子ども・子育て支援新制度」を円滑に運営するとともに、理想の子供数を持ってない最大の理由である経済的不安を解消し、「育児を自らの手で」と望む親の思いを実現するため、県独自の在宅育児手当の創設等理想の子供数を持てるような政策を実施しつつ、国の制度化を強く働きかけること
- 3 次期ひょうご子ども・子育て未来プランの策定にあたっては、子ども会をはじめとする子育て関係団体、子どもや子育て当事者の意見に十分配慮しつつ、施策を推進すること
- 4 中学生や高校生に対しライフプラン教育や地域活動などの世代を超えた交流などを通して、家庭を持つことの素晴らしさを教え、特に非正規雇用が進む若者に広がる所得格差や貧困の解消にも配慮のうえ自立、出会い、結婚への切れ目ない支援を総合的に推進すること
- 5 将来の妊娠を考えながら女性やカップルが自分たちの生活や健康に向き合うためのプレコンセプションケアを推進すること
- 6 子供を持ちたいと望む方が安心して不妊・不育症治療に取り組めるよう保険適用の拡大を国に強く要望するとともに、相談体制の強化や職場での理解促進に向けた啓蒙活動など不妊・不育に悩む方への支援を充実させること
- 7 妊産婦の不安解消に向け、望む場所・分娩方法・産直後育児の方法での出産が可能となるよう全ての2次周産期医療圏域での周産期母子医療センター整備、院内助産所、助産師外来の開設支援など、安心して出産できる体制整備を推進すること
- 8 思いがけない妊娠や望まない妊娠により悩みを抱えた妊産婦のための相談支援体制の強化、子育てのための自立支援など、一人ひとりに寄り添い、兵庫の子育て支援体制を整備すること
- 9 産後うつ防止など十分な産前・産後ケアにより妊産婦を支援するため、家族の理解・協力が得られるような啓蒙活動を実施するとともに、同じ助産師が関わり続けるなど継続的支援が可能な体制づくりを推進すること

- 10 待機児童数は減少したが、引き続き在宅育児支援などあらゆる手立てを使って待機児童を解消するとともに、県内市町の状況と出生数目標との整合や増加市町の要因分析などを進めること
- 11 保育士等の処遇改善や潜在保育士の就職支援等、人材確保策を強化するとともに、保育の質の向上と保育人材の専門家としての社会的評価の向上に向けた取組を推進すること
- 12 地域子育て支援拠点、一時預かり、病児・病後児保育の充実など子育てに携わることができるとともに成長し充実した生活を送ることができるよう、全ての子育て家庭の安心につながる支援の充実に努めること

<児童虐待・DV防止対策の推進・強化>

- 13 こども家庭センターが児童虐待防止 24 時間ホットラインなどについて、円滑に運営できるよう児童福祉司等の職員増強及び臨検機能等の強化を図ること
- 14 児童虐待への的確に対応するため、警察とのリアルタイム情報共有システムを活用し、地域の関係機関との連携強化など未然防止対策を強力に推進すること
- 15 親子の関係性、子供との関わりを学ぶペアレントトレーニングの普及、一時保護所の体制強化や小規模施設等の整備を進めること
- 16 家庭や地域での子育て力向上のため、家庭の絆や地域のつながりを意識した中長期的な視点から取組を推進するとともに、貧困状況にある子供の教育機会均等のための総合的な対策を推進すること
- 17 DVの相談対応から一時保護、自立支援まで切れ目のない支援を実施し、市町や民間団体等関係機関と連携した総合的な取組を実施すること

<社会的養護の充実>

- 18 社会全体で子供を育む環境を整備するため、里親委託率を上昇させるとともに、研修、委託後の支援などを充実すること
- 19 児童養護施設における入所者の体験機会の充実など学習・習い事への支援のあり方について検討を進めること。また、退所者の就職や進学、住居確保の支援を充実するとともに、退所後に離職や住居を失ったときも同様に支援し、企業を含めた地域全体での支援体制を構築すること

<社会福祉基盤の充実と地域福祉力の向上>

- 20 保健事業と介護予防の一体的な実施や定期巡回・随時対応などの 24 時間対応の見守り体制の充実、地域包括支援センターの機能強化、リハビリテーション体制の充実、「地域サポート施設」の拡充、食生活支援などによる地域包括ケアシステム構築の推進を支援すること

- 21 老人クラブが行う支え合い、居場所づくりなどの取組を推進すること
- 22 介護保険財政の健全化や高齢者の生活の質の向上を目指し、事業者向けの表彰制度やインセンティブ制度など、介護度改善に資する施策の立案・展開すること
- 23 元気な高齢社会づくりを目指し、県を挙げて必要な施策を検討・推進する協議会を設置して、兵庫モデルの構築に取り組むこと
- 24 高齢者、障害者、子育て家庭、生活困窮等複雑化する地域住民の課題解決に向け、重層的支援体制整備事業が円滑に導入されるよう県として十分な後方支援に努めること
- 25 ヤング・若者ケアラーに対し、早期発見、悩み相談支援、福祉サービスへの円滑なつなぎなど、市町や関係機関と連携し、引き続き支援を充実させること
- 26 市町における災害時の要援護者名簿の整備支援と障害者相談員との共有化など、障害者相談員の充実強化を図ること
- 27 認知症や知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な人々の権利擁護を推進するため、市民後見人などの支援人材の育成と活動支援を推進し、成年後見人となる人材の裾野を広げるなど、成年後見制度の普及促進に努めること
- 28 介護従事者の更なる処遇改善、離職者の復職支援や外国人を含む多様な人材の参入促進、介護ロボットの導入やICT化等による介護負担軽減の支援など介護人材確保に向けた環境整備の推進とキャリアアップ支援や生産性の向上、介護業務のイメージアップを進め離職防止や質的向上を図ること

＜医療確保と健康づくりの推進＞

- 29 国内有数の性能を誇る県立粒子線医療センター等兵庫県内の先進的な医療や研究の連携を強化し、2025年大阪・関西万博テーマ「いのち輝く未来社会のデザイン」に準えて広く周知を図ること
- 30 国・県・市町と医療機関等が連携し、地域により不足する高度急性期病床の確保をはじめ、各病床機能・医療資源確保・配置に取り組むなど、地域で必要な治療を受けられる「地域完結型医療」を目指して県が積極的に関与し、地域医療構想を推進すること
- 31 「兵庫県地域医療支援センター」の効果的な運営による、へき地等勤務医師の養成・派遣、産科医等の専門医への研修資金の貸与、県内の医療機関を循環できる医師のキャリア形成支援、「地域医療活性化センター」と連携した医療人

材の質的向上、諸課題を解決した上での新専門医制度の運用等、医師の地域偏在・診療科偏在の解消策の強化を図ること

- 32 大学医学部と連携して研修医としての採用など医師確保を推進するとともに、女性の医師・看護師や薬剤師等医療関係職の離職防止及び再就職支援のため、院内保育所の充実、ナースセンター事業の強化などの環境整備を推進し、研修制度を充実すること
- 33 病院勤務医、看護師等の業務負担を軽減するため、看護補助者・医療クラークやICTの更なる活用を推進すること
- 34 看護師・助産師等の育成支援と医療関係人材の安定的な確保、適正配置のほか、離職中でも受講できる研修等医療関係人材の更なる資質向上に向けた施策を推進すること
- 35 夜間休日診療、小児救急・災害救急医療システムの充実を図るとともに、ドクターヘリ運用状況を踏まえ、夜間運用可能なドクターカーの拡充や緊急医の配置等県内各地域における救命救急体制を強化するとともに、救急車両の効率的な運用に向けて救急安心センター事業#7119の整備を早急に進めること
- 36 新型コロナウイルス等の感染症に対し、感染状況を的確に把握しながら、医療体制の確保や各感染症に応じた対策をとること。また、新型インフルエンザに対しても、予防やまん延防止など迅速かつ的確に対応すること。
- 37 「兵庫県健康づくり推進プラン」に基づき、生活習慣病予防等の健康づくり、受動喫煙対策など県民の健康づくりを推進し、健康寿命の延伸を図ること
- 38 生活習慣病予防のための正しい知識の普及、健診受診率の向上、感染症予防のための衛生習慣の慣行や予防接種の促進等に関する取組を充実・強化すること
- 39 歯科口腔医療の一層の推進、歯科衛生士、歯科技工士等の人材育成、離職防止に向けた対策の強化、兵庫県口腔保健支援センターにおける保健活動の充実、常勤専門職種配置の促進を図ること
- 40 音楽療法士、園芸療法士等専門的人材の養成・認定及び医療・福祉施設等への導入促進など、「ヒューマンケア」に係る研究・人材養成・普及事業を推進すること
- 41 医療機関及び検査センター等における臨床検査の精度向上に向けた事業を推進すること

- 42 難病団体の活動や患者の救済に関する支援など、難病特定疾患等に対する施策を推進すること
- 43 薬害を防止するための医薬品の安全確保対策及びかかりつけ薬剤師・薬局の更なる啓発と地域包括ケアシステムにおける薬局・薬剤師の活用、病院等の医薬分業を徹底すること
- 44 麻薬・覚せい剤等薬物乱用防止対策及び毒物等の管理指導體制の充実強化、「薬物の濫用の防止に関する条例」の的確な運用と実効性ある取組を推進すること。また、オーバードーズといった一般用医薬品の乱用防止に努めること
- 45 受動喫煙防止条例に係る県民、関係事業者への理解促進や分煙施設設置等に対する支援施策を推進すること
- 46 「共生」と「予防」を両輪として、認知症初期集中支援チームなどによる早期発見・早期治療の充実、地域における医療・介護体制の整備、認知症カフェの全市町展開等活動支援の充実、認知症サポーターの更なる養成と見守り活動の推進、子供時代からの認知症予防や普及啓発に取り組み、「ひょうご若年性認知症生活支援相談センター」を中心とした若年性認知症への対応強化を図ること
- 47 こころの健康に関する普及啓発やひきこもり等も含めた支援、相談支援体制を充実させ、総合的な心のケア対策を推進すること
- 48 「ひょうご食品認証制度」の普及拡大、「兵庫県HACCP認定制度」の拡充、食品事業者の企業倫理やコンプライアンスの確保、食品企業安全・安心相談室の継続設置、新たな生活様式の普及に伴い持ち帰り(テイクアウト)や宅配、キッチンカーなど新たなリスクへの対応など、食の安全・安心対策を総合的に推進すること
- 49 医療費適正化に向けた自治体の取組を点数化する保険者努力支援制度において、兵庫県、県内市町は低調な状況となっているため、取組を強化すること

＜がん対策の推進＞

- 50 「がん対策推進条例」に基づき受診率向上や働きながら治療することへの理解促進等総合的ながん対策を推進するとともに、がん診療連携拠点病院を中核とした診療ネットワークを強化し、地域における診療の充実・強化を図ること
- 51 予防・早期発見から医療、緩和ケア、ホスピスなどのターミナルケアに心のケアを含めた総合的な対策の推進、就業や就学等日常生活を送りながら治療できる体制など、がん患者のニーズに対応した支援施策の整備を推進すること

- 52 県立粒子線医療センターは、陽子線及び炭素イオン線の2つの粒子線が利用できる世界初・国内唯一の治療施設であることを一層周知すること
- 53 県立がんセンターについては、最先端の高度ながん医療の提供はもとより、心のケアの充実や、就労支援などあらゆる支援のワンストップ対応が可能な病院として整備すること

＜障害者等の自立を支援するユニバーサル社会づくりの推進＞

- 54 「ひょうご障害者福祉計画」に基づき、農福連携の推進による就労の場の確保など障害者福祉施策を総合的かつ着実に推進するとともに、特に、様々な困難を抱える障害者の自立に向けた暮らしを支援するグループホーム等の設置促進に対し県が積極的に関与し主体的に取り組むこと
- 55 兵庫県を訪れる障害者が不自由なく、快適に過ごせるよう、ホスピタリティの向上に資する取組を推進すること
- 56 「ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例」「ひょうごスマイル条例」や「ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針」の趣旨に則った施策の策定に当たっては、障害者当事者の意見を反映させ、着実に実施し、障害者、高齢者の介助・支援、子育て支援等にも配慮が行き届く社会づくりを推進すること
- 57 市町の視覚障害者に対する「代読、代筆による支援事業」の取組の拡充を働きかけるなど、障害者による情報取得・意思疎通に係る施策を推進すること
- 58 発達障害等を抱えた社会適応が困難な成人を含むあらゆる年代に即した指導の専門家養成及び専門相談窓口の充実、早期発見、訓練などへの支援に向けた体制の確立、発達障害等へのきめ細やかな対策を推進すること
- 59 地域偏在がある医療型障害児入所施設について、未設置地域への迅速な整備を促進すること
- 60 障害児の将来の可能性を広げるためには、早期の療育開始が重要であることから、精度の高い検査機器の導入支援や利用者負担のさらなる軽減など、早期に課題を発見し、必要な療育を受けられる環境整備に取り組むこと

＜県立病院の構造改革＞

- 61 第5次病院構造改革推進方策に基づき、病院事業全般にかかる構造改革への取組を着実に実施し、経営基盤の強化と新病院整備の推進を図ると同時に、県立病院の高度専門・特殊医療の充実と医療安全対策、医師の働き方改革を進めるための業務の移管や共同化を推進し、ICT活用により待ち時間短縮やマイナンバー

カードの電子処方箋への対応等患者サービスの向上や遠隔治療の導入など遠隔地の県民にもより良質な医療を提供すること

<その他>

62 人と動物が調和し、共生する社会づくりの実現に向けた、動物愛護管理対策を更に推進すること

(計 62項目)

＜新しい社会を見据えた、成長と分配の好循環を推進＞

- 1 新時代を見据えて、地域経済と雇用を支える中小・小規模企業に対して適宜・適格な総合的支援により地域産業の振興を推進し、地域経済全体の活性化、多様で安定した雇用就業の実現に取り組むとともに、中小企業のノウハウや技術を次世代へと受け継ぐための円滑な事業継承に向けた支援など、状況に応じ迅速に取り組むこと
- 2 長引く物価高騰や円安、人手不足に加え、頻発する自然災害等、様々な経済状況悪化のリスクに備え、これまでの融資枠を確保するとともに、特に、コロナ禍で借りた無利子無担保等の融資の返済開始や、ポストコロナの事業展開による新たな資金繰りに窮する企業があるため、更なる支援策を講じること
- 3 経済危機や自然災害が発生した際のセーフティネットや、設備投資・開業などの新事業の展開など、多様なニーズに応じた融資制度の充実、利息や保証料等の事業者負担の軽減に取り組むとともに、信用保証の対象拡大について国へ要望すること

＜地域を支える産業・地場産業等の振興＞

- 4 特色ある技術やアイデアを持つ「オンリーワン企業」の育成、高い技術力や伝統技術を持つ「地場産業」の振興、清酒、播州織、皮革製品、淡路瓦、線香、豊岡鞆等、五国の「地場産品」のブランド力強化に取り組むこと
- 5 テレワークなどICTを活用した働き方改革の推進等に取り組むほか、SDGsの取り組み深化を促すために宣言企業を県が評価・認証するなど、地場産業から地域産業、県内産業へと持続可能な競争力向上を図ること
- 6 中小企業・小規模事業者の経営力強化、販路開拓、事業転換、新分野進出、事業承継等を促進するとともに、イベント等による集客や施設・環境整備による商店街魅力づくりの支援を充実・強化する等、地域産業の活性化を図ること
- 7 地域経済の活性化の促進に大きな役割を担っている商工会議所、商工会等について、経営指導員並びに経営支援員の設置定数の堅持など、経済団体の維持・発展に向けた支援の更なる充実に加え、企業のデジタル化への対応などの施策の充実を図ること
- 8 「地域創生」の実現に向けた地域の元気づくりのため、「ひょうご経済・雇用活性化プラン」に基づいた、本県のより一層の経済成長と雇用情勢の確実な推進を実現する経済・雇用対策を適時・的確に実行すること

- 9 中小企業が地域において持てる力を十分発揮できるよう、「中小企業の振興に関する条例」に基づいた施策を確実に推進すること
- 10 官公需に対する県内中小企業者の受注機会確保のさらなる推進を図ること
- 11 地域の「食」や農林水産品のブランド化の取組等と結びついた農商工連携による商品開発及び販路開拓等、県下の地域資源を活用した取組を推進すること
- 12 県産品の販路拡大に向けた、ICT（情報通信技術）を活用した一元的なネット販売戦略を構築すること
- 13 インボイス制度（適格請求書等保存方式）の導入により、新たに課税事業者となる事業者に対し、制度に対応したレジや受発注システムの導入に向けた取組を支援すること

＜成長産業の創出・育成＞

- 14 大型放射光施設SPRING-8やX線自由電子レーザー施設SACLA、スーパーコンピュータ富岳等の先端科学技術基盤に加え、優れた交通・物流インフラを有する本県の特性を生かし、ロボット・AI・IoT、航空・宇宙、環境・水素等新エネルギー、健康・医療等の次世代産業の育成に取り組むこと
- 15 地元市町や産業界とも連携を図りながら、優れた国内外企業を戦略的に誘致し、拠点地区等への産業集積を推進すること
- 16 新商品の開発や生産性を高める技術の導入等の経営革新、5GやAI・IoT等の技術の導入、生産拠点整備等サプライチェーン対策の取り組み等の支援を図ること
- 17 若者起業人材の育成や、起業プラザひょうごを核とした新たなビジネスの創出に取り組む起業家への支援を行うとともに、起業家・事業者等が有する技術を活用し、県内の社会課題・地域課題の解決を図る協働実証を支援するなど、多様なスタートアップ支援を推進すること
- 18 「都市再生高度業務地区」に指定したJR三ノ宮駅周辺地域における東京・大阪方面等への企業流出防止対策、及び駅ビル・周辺再開発に合わせて企業誘致施策の強化を図ること

＜産業人材の確保・育成＞

- 19 県外からの就職・転職希望者等に対して、UJIターン就職を促進するとともに、奨学金返済支援制度のさらなる拡充や、県内企業とのマッチング支援等による理工系人材の獲得、高校生の県内就職促進など、若者の県内就職・定着に向けた支援を推進すること

- 20 人手不足の解消や競争力強化に向け、ひょうご・こうべ女性活躍推進企業（ミモザ企業）認定制度の普及啓発に取り組むほか、女性活躍の場が広がるよう、誰もが働きやすい職場環境の充実に向けた支援を推進し、女性の就労を促進すること
- 21 テレワーク等ICTを活用した働き方改革の推進等、ワーク・ライフ・バランスの向上による就業環境の整備を進め、経済の持続的成長へとつながる多様で安定した雇用・就業の実現を図ること
- 22 産業構造が変わり産業モデルが刷新される中で、AI・IoTなどの新たな産業に対応したDX人材の育成支援に取り組むこと
- 23 中小企業の人材確保を支援すること
- 24 労働局等関係機関と連携のもと、フリーター、ニート等の就職未決定者等への実効ある就職支援対策を推進すること
- 25 ニーズに対応した多様な就業機会の提供など、高齢者の雇用・就業促進対策を推進すること
- 26 障害者の雇用・就業促進のため、特別支援学校での職業訓練に対する企業・団体の支援システムの構築や、ハローワーク・障害福祉サービス事業所・農業者等と連携した雇用の確保及び就業先の拡大を図ること
- 27 ものづくり大学校における青少年の体験を通じたものづくりへの理解など総合的・体系的な産業人材の育成と、公共職業能力開発施設における離転職者への能力開発の総合的な推進を図ること
- 28 学校、専修学校、民間教育訓練機関等と連携し、企業が求める能力開発等の個別支援及び「ひょうご・しごと情報広場」における総合的な雇用情報提供の充実を図ること

＜兵庫の多彩な資源を生かした観光による交流人口の拡大＞

- 29 2025年大阪・関西万博の開催や神戸空港のチャーター便の就航を契機に増加する訪日外国人を本県に取り込むため、他府県との連携による広域プロモーションや、OTAなどのデジタルマーケティング等を活用したインバウンドプロモーションを推進するとともに、県内外国人宿泊客数等が増加するよう旅行前予約を促進させる施策を進めること
- 30 ひょうごフィールドパビリオンを含む周遊・滞在促進に向けた体験型コンテンツの更なる磨き上げにより、国内外に通用するコンテンツ化を支援するとと

もに、各地域での点と点の活動を一つの線につなぐ横展開の取り組みにより、環境・経済・文化を守り育むサステナブルツーリズムを推進すること

- 31 高齢者・障害者等が円滑に旅行できる環境整備のため、ソフト・ハード両面からの支援により宿泊施設を取組を促進するとともに、旅行者が容易に情報収集できるよう取り組みの「見える化」等、ユニバーサルツーリズムを推進すること

<国際経済活動の展開>

- 32 部品の調達・円安等不安定な要素による影響を注視するなど、不安定化する国際社会情勢によるグローバル経済の見直しに伴う国内への生産回帰の流れを本県に取り組みよう推進すること
- 33 経済、観光、教育など各分野における国際交流の重要性を踏まえつつ、本県の海外事務所や国際交流のあり方を検討すること

(計 33項目)

＜基幹産業として持続的に発展する農林水産業の展開＞

- 1 県産農林水産物等の安定供給や地産地消、農村振興を推進するとともに、人手不足対策、効率化・高品質化のための農業のスマート化など県内地域実装化を進め、食料安全保障や地域活性化を担う農林水産業の基幹産業化を推進すること
- 2 円安などによる資材・燃料・飼料や食料品の高騰が続いており、その対応策を国に強く要望するとともに、化学肥料低減技術導入、耕畜連携の推進を図る予算を拡充し、輸入に頼らない資材や飼料の確保を図ること
- 3 兵庫テロワール旅やひょうごフィールドパビリオンの取組を踏まえ、交流人口・関係人口といった農に携わる人材の確保と、地域経済活性化とシビックプライド醸成の両立・循環による農業・農村の持続的発展を図るため、本県の都市近郊の立地を生かし、農業者による農業体験や農家レストランといった生産現場における消費や体験型ツーリズム等の提供といった経営の多角化を支援すること

＜需要に応える農業の競争力強化と持続的発展＞

- 4 本県農業の魅力発信や、就農相談・就農体験等を積極的に推進するほか、農林水産業を目指す意欲ある担い手が夢や希望を持ってチャレンジできる環境を整えること
- 5 地域を支えている兼業農家への支援として、新規就農者と同様に農業機械等の導入に係る初期投資の軽減などを図ること
- 6 発展段階に応じた支援による法人経営基盤の強化など、経営力強化に向けた支援の充実をはじめ、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約の促進など、効率的かつ安定的な農業経営の実現に向けた取組を一層推進すること
- 7 地域事情に応じた農地の利活用を通じて、雇用就農者の確保・定住を図るための就農環境や住環境の整備など、持続可能な生産振興と農村地域づくりを一体的に推進するため、生産力向上を伴った農地のスクラップ・アンド・ビルドにより農振地域の見直しを検討すること。併せて、市町に対し、生産者の雇用・所得の拡大に繋がる農家・農村の経営モデルや地域農業の将来ビジョン構築と連動した地域計画の策定を支援すること
- 8 農林水産物の品質向上による付加価値化と、生産コストや環境負荷を低減するための技術や高温障害による米の乳白化に強いコシヒカリ等の水稻・酒米新品種の開発、食味に優れた野菜、果樹など県オリジナル品種の改良や普及を促進する

とともに、センサーを使用して様々な情報を計測して数値化するセンシング技術やICT等の先端技術を活用し、省力化や高品質生産等を可能にするスマート農林水産業を目指すこと

- 9 県立農林水産技術総合センターの技術開発や新品種育成・ブランド管理等に係る研究開発予算等の充実、地域人材に農業経営及び農村生活の改善に関する先進的・科学的技術及び知識の地域実装を担う農業改良普及センターの体制充実を図ること
- 10 兵庫県農業共済組合に対する適切な助言・指導を行い、農業保険制度（農業共済事業、農業経営収入保険事業）の円滑な運営を支援すること
- 11 GAP（農業生産工程管理）や有機JAS認証の取組を推進するため、指導員の育成や生産者への啓発等のレベルアップ、地域のモデルとなる農業者を対象とした認証取得を支援すること
- 12 市民農園やオープンファームなど農林水産業を理解し、体験できる施設の整備・利用促進の取組を推進すること。
- 13 農業生産を支える基盤整備等を進めるため、作業効率の向上や担い手への農地集積の加速化、田畑輪換など、農地の有効利用の促進等を進めること。また、農村の防災・減災対策及び生物多様性の保全や鳥獣害対策等を進めるため、多面的機能支払制度の活用や農村RMO（農村型地域運営組織）の導入を推進すること
- 14 コウノトリ米などのブランド米を高収益作物に位置付け、土地改良事業の促進を図ること
- 15 ため池をはじめとした農業水利施設の適正管理を促進するとともに、ため池防災工事特措法の趣旨を踏まえた特定ため池の早期改修や、老朽化した農業水利施設の計画的な保全・整備を推進すること
- 16 農地、山林部等で市町等が実施する地籍調査事業に対し、リモートセンシング技術の活用も含め、積極的に指導を行い、推進を図ること
- 17 畜産経営における新たな担い手の確保・育成のため資金等支援や省力化の推進や規模拡大、法人化・団地化、低コスト化等の推進を図り、畜産物の生産・供給体制の強化を図ること
- 18 神戸ビーフの厳格なブランド管理を維持し但馬牛の遺伝資源や知的財産的価値の保護、おいしさの特徴や世界農業遺産に認定された但馬牛の歴史等を国内

外の消費者や実需者へ積極的にPRすることなどにより、市場拡大及び輸出促進を図ること

19 但馬牛繁殖雌牛の増頭を図り、繁殖経営支援センターの整備を着実に進めニーズに応えられる供給体制づくりを推進すること

20 県産牛乳乳製品の販売力強化・需要拡大に取り組むとともに、酪農における新たな担い手の確保・育成や機械導入による労働負担軽減など、生産基盤の強化を図ること

21 鶏卵・鶏肉・豚肉の生産力強化・ブランド化を推進するとともに、需要拡大に向けた取組を積極的に推進すること

22 豚熱や鳥インフルエンザ等の発生に備えた万全の体制構築を図ること

23 多面的な機能を有する棚田等の維持・保全を図るとともに、「兵庫県棚田地域振興計画」に基づく、都市住民や若年層への理解促進等の施策の展開や、野菜等園芸作物への転換、地域産物の活用・高付加価値化による雇用・所得の拡大など、中山間地域の振興に向けた取組を積極的に推進すること

24 「兵庫県都市農業振興基本計画」に基づく、生産緑地をはじめとする都市部における貴重な農地の保全、農業体験や地産地消の取組を進め、都市農業の振興と都市住民への理解促進などの対策を着実に実施すること

25 農業者の農福連携への参画を促す支援策を拡充し、関係部局との連携を一層強化すること

＜木材の有効利用と森林の保全・再生＞

26 「兵庫県県産木材の利用促進に関する条例」に基づき、公共施設での木造・木質化の年次計画を立てること。またCLT等新技術の普及促進や暮らしの中に木材を取り入れること。木質バイオマスの利活用など県産木材の利用促進等に関する事業予算を森林環境譲与税並びに県民緑税などに求め、市の随伴を伴う補助事業を立案すること

27 持続的かつ安定的な木材生産に向けて、路網等の生産基盤の整備や生産能力の高い林業事業体の育成など県産木材供給体制の整備を進め、「植林・保育・伐採・利用」の低コストで効率的な林業生産サイクルの円滑な循環を図ること。また、主伐再造林を推進するため再植林事業補助を拡充すること

28 木材の国際価格が不安定な動きをしているが市場価格動向に対応できる体制づくりに資する、例えば県産材の価値を高めたり使用比率の上昇につながる取組を進めること

- 29 カーボン・オフセットやグリーントランスフォーメーション（GX）を推進するため、Jクレジット制度等の取組を研究すること。また、県民緑税の継続による「災害に強い森づくり」や「新ひょうごの森づくり」を着実に推進するとともに、森林環境譲与税を十分活用し、市町が実施する森林の整備・管理や木材の利用促進を総合的に支援するなど県の広域的先導的事業を実施すること
- 30 分収造林事業について、特定調停を早急かつ計画的に進め、利払いを止血すること。また、解約については柔軟に検討するとともに、森林所有者や市町、県民の負担・不安を軽減し理解が得られる形で進めること。併せて、森林がもたらす恩恵や公益的機能について、都市部をはじめ分収造林対象外の県民の理解醸成にも努めること

＜豊かな海の再生と水産業・浜の活性化＞

- 31 海底耕運やため池のかいぼりのほか、漁場への効率的な栄養添加試験などを実施するとともに、流域別下水道整備総合計画における窒素排出量の見直しを行い、栄養塩濃度の早期回復等に強力に取り組むこと
- 32 水産技術センターにおける機材整備や人材育成・強化を図り、漁獲情報をデジタル化することで、的確な把握による資源管理や漁場の整備・環境保全を行うとともに、重要魚種の種苗生産など栽培漁業の一層の推進を図ること
- 33 日本海の水産資源の持続的な利用の確保に向け、水産庁と連携し外国漁船の違法操業の取締り強化を進めること
- 34 沖合底びき網漁船※の建造を一層促進するとともに、新規就業者等の設備投資の負担軽減を図るため、漁業施設貸与事業による早期定着を一層促すなど、次代を担う漁業者の確保・育成に向けた取組を充実させること
- 35 ノリをはじめ、カキやアサリ、サーモン等の生育環境を整えるため防波堤等の設置や新規養殖技術の開発等を図ることにより収益性を高めるとともに、消費者のニーズに対応した水産物の供給を増大すること

＜新たな価値創出による需要の開拓＞

- 36 有機農産物の生産・消費拡大に向け、量販店からの受注に対応できる経営体・グループ生産体制の育成や産地の形成、企業CSA（地域支援型農業）の拡大、販路拡大に向けた量販店等への出荷に対応する新たな広域配送ルートモデルづくりなど、生産、流通、消費の拡大をより一層推進すること
- 37 有機農業を含む環境創造型農業について、必要に応じて「兵庫県環境創造型農業（人と環境にやさしい農業）推進計画（第2期）」の改定前倒しや農のSDGsをテーマとした条例制定も視野に入れ、環境負荷低減や農林水産業・農山

漁村の持続化支援への県民理解の醸成を図り、県・市町・県民・事業者・関係者等が当事者意識を持って参画・行動することを促し、取組を一層加速させること

38 有機JAS認証を持つ量販店系列農場との連携という強みを持つ県立農業大学校を活用し、生産者はもちろん、普及指導員・営農指導員・親方農家等の指導者を含む多様な有機農業人材を育成すること

39 将来的な学校給食のオーガニック化の実現につながる食材供給増大と環境整備を推進すること。特に、学校給食・食育支援センターや県内農業高校、SDGs志向のCSR（企業の社会的責任）等を活用し、有機JAS認証食材のみならず、兵庫県認証食品の他、環境にやさしい農法やアップサイクルでつくられた農作物・食材を、冷凍加工・カット加工を用いながら、導入拡大し、食材の費用・数量確保・調理の負担軽減を図ること

40 丹波黒やひかり姫など、製品ごとのブランド戦略の策定や実践を支援するとともに、生産から流通、販売までを一連のものとして捉える6次産業化の実現に向け6次産業化プランナーの活用等所得向上につながる支援を一層推進すること。また、イノベーション創出や新しい農業の実践を支えるため、異業種との交流・連携を含む人材のネットワーク化を進めること

41 神戸ビーフや山田錦を使った日本酒など、安全安心かつ高品質な県産農畜水産物の海外における認知度の向上を図るとともに、現地の嗜好に合う加工食品の開発など工夫を凝らし、輸出による需要拡大を図ること。また、ブランド管理や遺伝資源、知的財産的価値を保護すること

42 食品表示に係る事業者に対する指導等の強化や食品企業の安全・安心確保対策の推進、及び検査システムの充実を図ること

＜カーボンニュートラルの推進と持続可能な地域環境の創造＞

43 SDGs（持続可能な開発目標）の理念を念頭に置いて、令和3年10月に改訂した「兵庫県地球温暖化対策推進計画」に基づき、強化した2030年度目標の達成に向け再生可能エネルギーの導入拡大をはじめ、温暖化からひょうごを守る適応策を推進すること

44 カーボンフットプリントの普及を促進し、食品廃棄物やプラスチックごみをはじめとする廃棄物の発生抑制と再使用、代替素材への転換による更なる資源循環を推進すること

45 今後予想される使用済み太陽光パネル等の発電設備の大量廃棄物問題への対応についての研究・検討を含め、廃棄物の不適正処理に対する監視体制の一層の強化を図り、「産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例」に基づいた

適時適切な行政命令の執行に努めるとともに、警察とも連携し、不法投棄への迅速かつ的確な取締りに努めること

46 災害時に発生する膨大な災害廃棄物の迅速な処理を図るため、広域連携を含めた協力支援体制の充実・強化に努めること

47 大気環境の保全を図るため、次世代自動車の普及促進等を図るとともに、国・市町・事業者等と連携し、有機フッ素化合物（PFAS）の実態調査など、水・土壌環境の保全、有害化学物質対策を確実に実施すること。また、兵庫SDGs債（グリーンボンド）やブルーカーボンのクレジット化の創出について検討・検証を進めること

48 太陽光発電事業にかかるアセス等の指導を適切に実施し、リサイクルを含め環境への配慮を徹底すること

49 持続可能な社会の実現をめざす人づくりを推進するとともに、学習拠点の整備など、環境学習・教育の総合的推進を図ること

<人と動植物の共生と豊かな自然の保全>

50 「生物多様性ひょうご戦略」に基づき、ナガエツルノゲイトウ等の外来生物への対策をはじめ自然環境を良好に保ち、多様な生物が共存し、豊かな生態系を保つ施策の推進や、各市町・地域の生物多様性戦略策定を促すとともに、イヌワシなどレッドデータ動植物の保護・育成事業予算を拡充すること。また、様々な担い手による里池、里山、里海の再生を図ること

51 シカやイノシシ、カワウ等の有害鳥獣による農林水産業被害の防止のため、獣害防護柵の設置・補修や先端技術等を活用した捕獲促進、集落への鳥獣対策の専門家派遣等を進めるとともに、集落における鳥獣被害対策の体制整備の更なる充実強化を図ること

52 人と野生鳥獣との調和のとれた共存を図りつつ、警察や県猟友会との連携や、「兵庫県立総合射撃場」における実践演習・研修等を通して、捕獲技術者・指導人材の育成を図ること

53 シカ丸ごと1頭活用大作戦として、処理加工施設等の整備をはじめ、「ひょうごジビエの日」の普及啓発により、捕獲した野生動物を有効活用や需要拡大に資する取組を一層推進すること

（ 計 53項目 ）

＜自然災害に備える強靱な県土の構築＞

- 1 「津波防災インフラ整備計画」、「日本海津波防災インフラ整備計画」に基づく防潮堤等の沈下対策、防潮水門の整備などの津波対策を計画的に推進すること
- 2 「ひょうご道路防災推進 10 箇年計画」に基づき、緊急輸送道路や被災した場合に社会的影響の大きい道路の橋梁耐震補強や法面防災対策を推進すること
- 3 「ひょうごインフラ整備プログラム」に基づき、風水害の頻発・激甚化に耐えるよう、出水後の河川堆積土砂の撤去はもとより、平時からの計画的な堤防・護岸の修繕や河道内の樹木伐採等の維持管理、中下流部対策等、河川の事前防災対策や高潮対策等の総合的な治水対策を強化推進すること
- 4 「兵庫県高潮対策 10 箇年計画」に基づき、防潮堤の嵩上げなど必要な高潮対策を推進すること
- 5 「第4次山地防災・土砂災害対策計画」に基づき、砂防えん堤や治山ダム等の整備を推進し、人家等保全対策、流木・土砂流出防止対策、緊急防災林整備に取り組むとともに、イエロー・レッド区域の周知及び避難対策を支援すること
- 6 河川氾濫や土砂災害が懸念される際に、県民や市町が的確に避難判断や行動ができるよう、河川氾濫予測システム等の警戒避難活動に役立つ予測システムの構築・活用や、河川ライブカメラ画像の配信の拡充など、減災のための情報発信をより一層充実させること
- 7 災害時発生時における今日の情報インフラの重要性に鑑み、ハード面での総合的な情報インフラ防災の在り方について研究すること

＜日常生活や移動を支える社会基盤の充実＞

- 8 県土の均衡ある発展と県民の生活基盤の充実に向け、市町間の連携を強化し、広域的な生活圏域の形成を図る国道や県道など広域幹線道路のほか、都市部の円滑な交通確保等を図る都市計画道路の整備を推進すること。また、通学路の安全確保のため、歩道や路肩のカラー舗装の整備を推進すること
- 9 サイクルツーリズム推進のため、「兵庫県自転車活用推進計画」に位置づけた「ひょうごサイクリングモデルルート」等における走行環境整備や、サイクリストのニーズに応じた自転車輸送手段確保などの受入れ環境整備を推進すること
- 10 各鉄道会社と連携し、駅舎のバリアフリー化、駅のホームドア設置など、高齢者や障害者に配慮した利便性・安全性の向上を図ること。また、その他公共交通のバリアフリー化やUDタクシーの導入についても支援すること

- 11 JR山陰本線や播但線等の施設整備や新型車両の導入等による輸送サービスの向上を図るとともに、経営状況の厳しいローカル線を維持する取組を推進すること
- 12 通院や通学・通勤、買物等の県民の日常生活を支える公共交通システムについて、地域の実情・ニーズに応じた維持・活性化に取り組み、路線バス・コミュニティバス・タクシー等の継続的な運行支援を行うこと

＜持続可能な地域をつなぐ社会基盤の形成＞

- 13 基幹道路八連携軸の早期整備、大阪湾岸道路西伸部をはじめ、神戸西バイパス、東播磨南北道路(東播磨道)、山陰近畿自動車道(鳥取豊岡宮津自動車道)、北近畿豊岡自動車道、名神湾岸連絡線の早期完成のほか、播磨臨海地域道路の早期事業化の推進、東播丹波連絡道路(西脇市黒田庄町～丹波市)の調査の促進を図ること
- 14 基幹道路ネットワークの構築については、事業のスピードアップに有効な有料道路制度を効果的に活用するため、建設年次の古い基幹道路の災害時の安全性を確保するための耐震化や老朽化対策に必要な財源の確保に対して有料道路制度の導入を可能とするよう国へ働きかけること
- 15 県内産業を支える物流拠点として港湾の重要性を認識し、航路・泊地の維持浚渫を計画的に推進するとともに、不足する野積場・上屋の拡充、老朽化した荷役機械の更新・修繕の早急な実施と更なる増強を図り、他の港湾に負けない競争力ある港湾を実現すること
- 16 大阪湾ベイエリア活性化にもつながる、積極的なポートセールスによる定期航路の開拓、船舶・貨物の誘致など物流活動の強化を推進し、港湾の利用促進や旅客船利用者の利便性・快適性の向上とにぎわいの創出を図ること
- 17 国際コンテナ戦略港湾「阪神港」への集貨とモーダルシフトの推進に向け、県管理港湾との更なる連携強化と同港湾の活性化方策を推進すること
- 18 姫路港旅客船ターミナルは、テナント、利用者、地元の意見を反映し、愛され親しまれる施設になるよう整備すること
- 19 燃料高騰の影響が大きいフェリー・旅客船への支援措置、離島航路の維持に向けた支援を継続すること
- 20 みなとを核としたまちづくりを推進するため、クルーズ客船の受け入れ態勢の整備を図るとともに、みなとオアシスや海の駅の活用を推進すること

- 21 播磨臨海地域における、2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロとするカーボンニュートラルポートの取組については、各事業者に対して過度な負担がかからないよう配慮し、支援策も併せて講じること
- 22 神戸空港の国際化及び関西3空港懇談会において合意された新飛行ルートによる発着枠の拡大を最大限活用し、関西3空港の競争力を確保するとともに、大阪・関西万博やワールドマスターズゲームズ関西を契機に増加が見込まれる国内外からの来県者に対するインフラ面での受入体制を整備すること。また、但馬地域の交流人口拡大を目指し、コウノトリ但馬空港の利活用促進に取り組むこと
- 23 今後の自動運転車両の普及も踏まえ、舗装や案内標識、区画線等の道路付属物の老朽化対策、除草や剪定、清掃、凍雪害対策等の維持管理の強化による適正な管理を推進するため、県単独予算の増額や公共施設等適正管理推進事業債、緊急自然災害防止対策事業債の積極的活用による所要予算を確保すること
- 24 道路の安全安心を守るため、道路構造物の計画的な維持修繕に取り組むこと
- 25 元請と下請の適正な関係の構築や、経営事項審査制度の的確な運用を実践している建設企業の成長・発展のための支援を実施すること
- 26 企業の相互補完的な連携や他分野への進出など、建設業の再編につながる取組を行う業者、技術面での差別化や資材の共同調達等により経営効率化を図ろうとする業者等に対する支援を実施すること
- 27 公共工事の品質確保の促進に関する法律・環境配慮契約法の趣旨に配慮し、プロポーザル方式、設計競技方式、資質評価方式等の採用により選定の多様化を促進すること
- 28 分離・分割発注の徹底、発注・施工時期の平準化等による県内業者の受注機会の一層の拡大を図ること

＜社会の変化に対応した取組の推進＞

- 29 原材料費・燃料費・建設資材の高騰等、社会変化に伴う人件費・工事価格の上昇に対応するため、受注者が適正な利潤を得られる適切な設計金額や工期を設定するとともに、建設業の担い手の中長期的な育成・確保に資するため「新・担い手3法」を着実に実行し、建設業における働き方改革の推進、生産性の向上、災害時の緊急対策強化・持続可能な事業環境の確保を図ること
- 30 適正な最低制限価格の設定、法令違反業者に対する入札参加資格制限期間（指名停止期間）の延長など、入札・契約事務の適正な執行を図ること

- 31 県が事業を発注する際の、その事業者に対する県下の中小・零細事業者への優先的な下請発注を要請すること
- 32 運搬業者等の駐停車・荷捌き場所、大型トラック等運転者の休息場所を路側に付設等する取組を推進するとともに時間外労働の上限規制適用に伴う人手不足を踏まえ、人材確保・人材育成の環境整備の支援を図ること
- 33 既存ストックの維持には、専門技術者等による点検・調査が必要不可欠なことから、積極的な発注により、公共施設等の長寿命化を図ること
- 34 長期間の地価推移を表す重要な指標である地価調査事業において、県内地価の状態をより正確に把握するため、地点数を拡充するとともに予算を確保すること
- 35 利用者のニーズに合わせて弾力的に運行できるデマンド型交通の普及や、ICT技術を活用し複数の移動手段を一連のサービスとして検索・予約・決済まで一括して行うMaaSの導入促進等により、誰もが安心・安全・便利に利用できるシームレスな移動環境の実現に向けた取組を推進すること

＜地域創生に資するまちづくり＞

- 36 南海トラフ地震等に備えた住まいをはじめとする民間・公共建築物の耐震化を促進すること
- 37 ホテル又は旅館の一般客室におけるバリアフリー化の義務化による福祉のまちづくりを推進するとともに、宿泊施設等における改築や修繕等への支援を行うこと
- 38 グリーンインフラを推進し、木の良さや木材利用の意義に対する県民の理解を深め、県民主体のまちなみ緑化事業を進めるとともに、建設関連業界への県産木材利用促進の働きかけ、都市部での低炭素化に資する建築物の認定制度などにより、カーボンニュートラルなまちづくりを目指すこと
- 39 リノベーション計画に基づき、老朽化した公園施設の更新等に取り組むとともに、民間の優れたノウハウと投資を呼び込む新たなパークマネジメントを導入することで、県立都市公園の利活用を推進すること
- 40 令和7年度の都市計画区域マスタープラン見直しに際しては、社会変化の実情に合わせた持続可能な分散型社会への転換を図るため、各地域が活力を持って自立できる地域連携型都市構造の実現を目指すこと
- 41 地域の実情に即した総合的な都市計画と土地対策の推進、地域活性化のための市街化調整区域における開発許可の弾力的運用の更なる見直しを実施すること

- 42 空き家が増加する中、空家対策特別措置法を踏まえ、行政、地元自治会、不動産業団体等による連携を推進し、空き家の有効活用と危険空き家対策として、所有者・活用者等への財政的支援の充実を図ること
- 43 明舞団地をはじめとするオールドニュータウンの再生促進を図ること
- 44 社会情勢や県民ニーズの変化に対応した県営住宅のあり方検討及びその整備・改善の推進並びに家賃の収納促進等適正な維持管理を推進すること
- 45 家族の支え合いに資する三世代同居のリフォームの支援、多自然居住・多地域居住の推進、空き家活用や古民家再生の取組を通して、地域特性を活かしたまちづくりを推進すること

＜地域活力を創造する企業庁の新たな取組＞

- 46 県内産業団地の需給状況や企業立地の促進、雇用の創出など地域創生を推進するため、市町と協定して取り組む産業拠点を整備するとともに、未利用の県有地等の境界確定等の手続きを積極的に進めること
- 47 地域振興拠点としての青野運動公苑や淡路夢舞台の運営による地域活性化を推進すること
- 48 公営企業として効果的・効率的に事業を展開し、地域の振興、県民の福祉向上を図るとともに、自立・安定した健全経営を維持し、経営状況について県民への説明責任を尽くすこと
- 49 市町自己水源から県営水道への転換等の取組を通じた広域化を推進するとともに、阪神水道企業団と緊密な連携を図ること
- 50 断水リスクに備えた連絡管の整備等、安全安心な水道・工水の安定的な供給を図ること
- 51 企業庁として、ローカル5Gやひょうご情報ハイウェイ等の超高速通信基盤の整備・利活用や次世代型産業団地の整備を推進すること

(計 51項目)

＜第4期「ひょうご教育創造プラン」等に基づく教育の推進＞

- 1 第4期「ひょうご教育創造プラン」の基本理念に基づいた教育の実現に向け、市町教育委員会への指導・支援を通し、浸透を図ること
- 2 若者の地域定着に向け、ふるさと意識を醸成するとともに、少子高齢化や婚期、共生社会等について自らの将来の出来事として考えられるよう、学校・家庭・地域が連携し、教育活動全体を通じて発達段階に応じた計画的・組織的なキャリア教育の推進を図ること
- 3 文理融合型や国際系の探究、県内大学等と連携した研究、留学生等ネイティブスピーカーとの文化交流、地域課題発掘・解決方策の提案等を通じ、独創的発想と卓越した技術の知識を活かして新たな価値を創造し、課題解決への道を切り開く社会のリーダーの育成を推進すること
- 4 工業高等学校における電気工事や建設業等に関する実践的な技術・技能の習得や卒業生の地元就職の促進を図り、地域産業に貢献できる人材育成・人材確保に努めること
- 5 第4期「ひょうご教育創造プラン」の趣旨を踏まえた教科書の採択となるよう、教科書用図書選定審議会への諮問、採択理由公表について市町教育委員会に対し指導助言すること

＜「『絆』を深め、『在りたい未来』を創造する力」の育成＞

- 6 学校教育の場において、互いを支え合う意識を高め、児童生徒の個性・可能性を見出し、能力・才能を伸ばす教育により、確かな学力の育成に取り組むこと
- 7 子供一人ひとりのキャリア発達を促すため、それぞれの能力や態度等を的確に把握するとともに、進路相談等のきめ細かな支援の充実を図ること
- 8 小学校での「自然学校」、中学校での「トライやる・ウィーク」、高校での「トライやる・ワーク」等の発達段階に応じた体験活動について、その目的を生徒にしっかりと周知し成果や課題の検証結果を踏まえ、更なる充実を図ること
- 9 児童生徒の体力・運動能力・心身の向上を図る施策を推進し、健康な身体と健全な心、他者を尊重する協調性を持った人格形成に資すること
- 10 県管轄の石碑・文化遺構を把握し、今後の継続等を鑑み対応するなど、伝統と文化の尊重、郷土や国を愛する態度を涵養し、道徳教育の充実を図

り、道徳教育副読本を学校と家庭において十分に活用し、さらなる推進を図ること

11 人権を尊重する理念への理解を深め、生命を尊重する心や他人を思いやる心を養う教育の推進を図ること

12 教育基本法の理念に則り、我が国と先人が歩んできた歴史等を尊ぶ価値観を育み、平和に関する教育のあり方を検討すること

13 拉致問題等の風化を防ぐため、アニメ「めぐみ」を活用した教育や啓発等に取り組むこと

14 領土問題をはじめ、正しい歴史認識に基づき、国や先人の歩みに誇りを持てる近現代史を重視した、日本人としての自覚を育む日本史教育の充実強化を図ること

15 国旗・国歌を正しく理解する教育、校内における適切な国旗の掲揚と、式典等で国歌が斉唱できる指導を推進すること

16 主権を有する国民としての自覚と責任を育むとともに、社会保障制度を理解し、生徒が積極的に社会参画するため、政治的中立性を確保した有権者教育・公民教育に取り組むこと

＜予測困難な時代を生き抜く力を育む教育の推進＞

17 小中一貫教育の実施による効果、現場における課題を検証し、「ひょうご学力向上推進プロジェクト」、「兵庫型学習システム」、「ひょうご学力向上研究事業」等を推進し、総合的な学力向上対策の充実を図ること

18 コミュニケーションや感性・情緒の基盤となる活用・表現力の重点的な育成を図ること

19 科学的な見方・考え方を育成する理数教育の充実を図ること

20 より実践的な語学教育や課題発見・解決能力の育成を進めるとともに、世界と日本の歴史の理解を深め、日本人としての誇りを培い、グローバル化に対応した、国際的に活躍できる人材の育成を図ること

21 児童生徒の体力・運動能力の向上を図る施策の推進と部活動等における健康指導の充実強化を図ること

22 地域の農林水産物を使った学校給食等、教育活動を通じた食育の推進を図ること

- 23 幼児教育の重要性を認識し、幼児教育の内容・指導方法等に関する調査研究、幼稚園教諭・保育士・保育教諭や幼児教育アドバイザーに対する研修機会の提供や相談業務、市町や幼児教育施設に対する助言・情報提供等を行う幼児教育センターの設置の検討を進め、幼児教育の一層の推進を図ること
- 24 「県立高等学校教育改革第三次実施計画」に基づき、また地元住民・自治体をはじめ関係者の意見を十分に踏まえながら、五国にふさわしい適正規模や配置等を適切に推進すること
- 25 公教育の一翼を担う私立学校教育の充実支援や保護者の負担軽減、実践的な職業教育、専門的な技術教育を担う専修学校及び各種学校に対する適切な補助金制度の充実や事業への支援等、本県の学校が魅力を高め「選ばれる学校」になるよう適切な支援を図ること
- 26 外国人学校に対する適切な支援のあり方について検討すること
- 27 県内各所にキャンパスを持ち幅広い学問分野を有する県立大学の一体感を醸成するとともに、個性化・特色化、効率的な大学運営に取り組み、海外との積極的な交流や先端研究を行うなど、授業料等の無償化という手段に拘泥することなく社会から評価される魅力ある大学づくりを推進すること
- 28 芸術文化観光専門職大学をはじめ、大学の特色を生かした教育・研究活動を推進し、多様な主体と協働で地域課題の解決の推進に取り組むこと
- 29 県立考古博物館や歴史博物館における展示内容の中立性に努めること
- 30 生涯教育の拠点となる社会教育施設の充実を図ること
- 31 県民一人一人が可能性を広げ、人生を豊かにするための学びの場として社会教育施設が一層活用されるよう、日本古来の伝統芸能文化の振興や後継者の育成に資する展示、多様な学習ニーズに応じたプログラムの提供を推進すること

<すべての子どもたちが自分らしく安心して過ごせる学校・家庭・地域等の構築>

- 32 特別な支援を必要とする子どもたちの自立と社会参加を実現するため、地域人材の活用・育成について研究し、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導・支援がすべての学校園において行われるよう働きかけること
- 33 障害のある生徒と障害のない生徒との相互理解・交流を推進し、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）等の児童生徒に対応する支援教員の配置、通級指導の充実、医療的ケアが必要な幼児児童生徒のための看護師等の配置、市町の特別支援教育への支援等を堅持し、充実強化を図ること

- 34 個々の状況に応じた卒業後の就労と、自立した社会生活に向けた後期中等教育の充実を図るとともに、住み慣れた地域での社会参加につながるよう支援すること
- 35 特別支援教育を取り巻く社会情勢等の変化を踏まえ、発展的統合に向けて、引き続き保護者、地元自治体等に統合後の新しい学校像を示すなど、丁寧な説明を行うこと
- 36 子ども達の悩みがどこで発生しているのかという観点を持って、いじめ、暴力行為、薬物乱用等の問題行動や不登校への対応に務め、SNS悩み相談窓口の拡充等心のケアの体制を強化し、安全・安心な学校環境の整備を推進すること
- 37 適宜、PTAや地域社会、外部機関と連携を図り、いじめ問題等の未然防止と発生時の適切な対応に努めること
- 38 「ひょうご不登校対策プロジェクト事業」や民間施設との連携強化等を推進するとともに、個に応じた指導・配慮、ICTや学校問題サポートチームを活用した早期発見と組織対応、全ての児童生徒が安心して学べる場としての学校づくりに取り組み、またフリースクール等学校外の関係機関との連携や保護者間の支え合いの支援に努めること。
- 39 不登校特例校・校内教育支援センターの設置を促進するため、国への働きかけを含め、教員・学習スタッフ等の配置に取り組むこと。
- 40 コミュニティ・スクールや部活動など、学校と地域が一体となって連携・協働する仕組みを推進すること
- 41 阪神・淡路大震災から30年の節目を迎える今、震災の記憶を風化させることなく全てのこども達に教訓として語り継ぎ、南海トラフ地震や近年多発している風水害等の有事に備え、自らの生命を守る正しい知識や技能を身につける防災教育を推進し、地域や専門機関等と連携した防災訓練等に取り組むこと

<安心・安全で質の高い学びを実現する教育環境の整備・充実>

- 42 ICT等の学習基盤をさらに整備し、個々の児童生徒に応じたきめ細やかな指導・支援や、多様な人々と学び合う学習など、学びの質の向上を図ること
- 43 学校の働き方改革に向け、スクール・サポート・スタッフの配置を更に拡充するとともに、ICTの活用や部活動の地域移行、変形労働時間制の取り入れなどの検討を進め、教職員の人材確保を図ること

44 学校長のリーダーシップによる学校運営や、主幹教諭制度運用と、研修の充実で教職員の資質能力の向上、教職員間のハラスメント対策等、風通しのよい職場づくり、信頼される学校づくりに取り組むこと

(計 44項目)

＜県民の安全を守る力強い警察活動の展開＞

- 1 迅速・的確な初動捜査による重要凶悪犯罪の徹底検挙、凶悪犯罪から子供を守る安全確保対策を推進すること
- 2 DNA型鑑定や防犯カメラの画像の解析など、犯罪の早期解決に向け最新の技術を取り入れた科学捜査の推進と、そのための最新設備導入を進めること
- 3 県の「暴力団排除条例」等を活用して、市町と連携しながら、実効性のある暴力団対策の推進を図るとともに、暴力団追放兵庫県民センターと連携し、官民一体となった暴力団排除運動の更なる推進を図ること
- 4 暴力団にも属さないいわゆる半グレ集団や国際犯罪組織の解明・解体に向け、関係機関と協力し情報収集と機動的な取締りの強化を図ること
- 5 犯罪収益の没収・追徴等、組織的犯罪処罰法等の積極的活用による不法収益の剝奪推進を図ること
- 6 ストーカーやドメスティック・バイオレンス、児童虐待事案について、女性家庭センター、こども家庭センターや民間シェルターなど関係機関と連携を強化し迅速な対応を図ること
- 7 危機管理能力及び災害対処能力の向上と関係機関等との連携強化により、テロや要人警護・大規模災害等への対応強化を図ること
- 8 地域行事等イベントが安全に開催されるため、雑踏警備について地域と主催者の理解が得られるよう協議するとともに、警察官の人員確保と、効果的な装備の充実を図ること
- 9 徹底した取締りによる覚醒剤・大麻等の供給の遮断と需要の根絶を推進するとともに、市販薬の過剰摂取なども含め、薬物の危険性・有害性を正しく認識してもらうための薬物乱用防止に向けた取組を、特に若年層に向けて強化・推進すること

＜警察組織基盤の充実・強化＞

- 10 警察署等再編整備により、免許更新事務等、警察署において行う窓口業務のサービス低下を招かぬよう、その効果を検証し、特に、交番、駐在所の再編整備に当たっては地域住民の声を十分に汲み取って、住民の理解を得るように努め、地域に安心感を与える対策を講じ、県下全体の治安維持に寄与すること

- 11 優秀な人材を確保し警察官や警察職員の定数を確保するとともに、「若手警察官育成プログラム」などによる人材育成を推進すること
- 12 女性警察官の採用・教育・登用、勤務環境の整備、特に女性が相談しやすい相談窓口の整備やワーク・ライフ・バランスを推進すること
- 13 警察官の命を守り、職場環境を整備するためにも、狭小・老朽化した施設の早急な改修、増築及び更新を推進すること
- 14 警察活動を迅速かつ的確に行うために必要な警察用車両・航空機、装備資機材及び情報通信基盤等の整備・更新並びに国への予算要望の働きかけの強化を図ること
- 15 交番・駐在所に勤務する地域警察官の安全確保対策の強化及びIT化によるネットワークの強化、交番相談員の効果的な配置や警らの強化など地域警察活動の強化を図ること
- 16 デジタル化への対応に向け、警察関係機関での様々な手続きや警察署内部での業務について、その精度や安全性を確保しつつ、オンライン化を図る等さらなる省力化、効率化の推進を検討すること

＜交通事故防止対策の総合的な推進＞

- 17 通学路の安全確保のため、横断歩道や一旦停止線の整備を推進し、交差点や横断歩道での交通指導・取締強化を図ること
- 18 事故を誘発する恐れがあり、県民の安全を脅かす「あおり運転」等の危険運転や運転中や歩行中の「ながらスマホ」の取締りの強化を図ること
- 19 信号機のLED化や老朽化した道路標識、劣化して薄くなった横断歩道、標示等交通安全施設のスクラップ&ビルドによる効果的・効率的な整備を、道路管理者との連携の下、着実に推進すること
- 20 子供や高齢者、自転車利用者等を対象とした交通安全教室等の開催充実など、効果的な交通安全教育、啓発を推進すること

＜県民に身近で不安を与える犯罪の未然防止に資する活動の推進＞

- 21 サポート詐欺や架空料金請求詐欺、SNS型投資詐欺が認知件数、被害額ともに増加している深刻な状況であり、初動対応に加えて、防犯機能付き電話機の普及促進や広報啓発、金融機関と連携した水際対策のほか、AI技術を活用して特殊詐欺の抑止・検挙対策を徹底すること
- 22 繁華街における違法な客引き行為に対する取締りの強化を一層推進すること

- 23 制服警察官の姿を見せる活動と自主防犯活動を融合し、女性、子供が危険にさらされることのない地域の犯罪情勢に即した防犯活動を推進すること
- 24 高齢者等に対する虐待防止及び行方不明となった認知症高齢者発見への迅速な対応に向けた関係部局・機関との連携強化を図ること
- 25 被害者支援関係団体との連携強化による犯罪被害者等に対するきめ細かな支援活動を推進すること

＜青少年の非行防止と健全育成に向けた取組の推進＞

- 26 低年齢化する少年犯罪に対する取締り、少年補導活動、相談活動のほか、関係機関等と連携した少年を取り巻く有害環境浄化活動及び保護司等との連携による再非行率低減への取組など、地域ぐるみの非行防止対策を推進すること
- 27 特殊詐欺に加担して検挙される少年が後を絶たないことから、インターネット上の闇バイト案内等の監視や少年への危険性等の広報啓発を教育機関等と連携し一層推進すること
- 28 SNSを介して青少年が児童買春・児童ポルノ事犯に係る自画撮りなどの犯罪被害に遭う事件や、誹謗中傷の書き込みによるいじめ、安易な違法薬物入手など、インターネット利用に起因する犯罪被害の防止対策を引き続き推進すること
- 29 麻薬・覚醒剤等の違法薬物犯罪について、関係機関と連携した効果的な取締りを実施するとともに、大麻事犯検挙者の7割超が若年層という状況から、その危険性やモラルの周知について、教育機関等と連携した積極的な啓発活動等、青少年の薬物乱用防止に向けた取組を推進すること

＜サイバーセキュリティ対策の推進＞

- 30 警察のサイバーセキュリティ対処能力強化のため、サイバーセキュリティ・捜査高度化センターによる部門横断的な解析技術の活用、全国警察との協働や民間も含めた人事交流・派遣等による優秀な人材の育成を推進し、適切な人材確保、サイバー犯罪の被害未然防止のためのセミナーや広報啓発等の取組みを一層推進すること
- 31 インターネット等を利用した覚醒剤等の販売など、悪質化・巧妙化する薬物事犯の徹底検挙を行うこと

(計 31項目)